

千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱等の改正の概要

1 要綱の概要及び改正趣旨

県では、千葉県外の産業廃棄物の排出事業者が県内の処分場で処分することについて、事前協議を行うことにより、排出事業者責任を明確にし、不法投棄の防止等を図るとともに、処分業者の計画的な処理を促進して最終処分場等の確保を図り、もって本県の生活環境の保全に資することを目的として、千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱（以下「要綱」という。）を平成2年に制定し、運用しています。

このたび、要綱制定時に比べ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規制強化が進んだことなどから、法と重複する規定を整理して要綱に関する手続を簡素化し効率化を図ることで、県外産業廃棄物の県内最終処分がより確実に管理できるよう要綱を改正しました。

また、要綱改正に伴い、千葉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要領（以下「要領」という。）についても改正しました。

2 要綱の主な改正点

- ①排出事業者の事前協議事項のうち、収集運搬業者に関する事項を協議不要とする（第3条、第6条など）。
- ②排出事業者の実績報告について、処分終了後60日以内に提出するものとしていたが、毎年6月30日までに提出するものとする（新第8条）。
- ③中間処理業者については、実績報告を不要とする（新第13条）。なお別途毎年依頼している産業廃棄物処分業者実績報告書による報告は、引き続き必要です。
- ④軽微な変更を協議不要とする（県内最終処分の数量が減少する場合又は処分期間が短縮する場合）（第6条第1項ただし書）。
- ⑤法令で定められた手続に関する規定を削る。
 - ・マニフェストの確認（旧第7条第1項、旧第12条第3項）
 - ・処分業者が受託する際に自らの事業範囲内かの確認（旧第11条）

3 要領の主な改正点

- ①排出事業者が受託者に交付する通知書の写しについて、協議書等（副本）の添付を不要とする（旧第6条第2項）。
- ②協議書等の提出部数について、1部とする（旧第7条）。
- ③誓約書の様式を改める（第2号様式）。
- ④処分計画書・処分実績報告書において、月単位から年度単位で処分量を記載する（新第6号・第7号様式）。
- ⑤様式の数量を重量換算（t）で統一する。

4 施行日

令和7年1月1日